

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
2	要望の内容	総額型控除上限の10%引上げ等 対象者:試験研究を行った個人又は法人
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成23年度末まで ・高水準型:平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限20% 30%については平成22年度末まで 繰越期間は最長平成24年度末まで
7	必要性等	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的) ・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ・環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。 ----- (政策目的の根拠) ・「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定) ・平成21年度環境省政策評価書
	政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境政策の基盤整備
	達成目標及び測定指標	(租税特別措置等により達成しようとする目標) 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。 (租税特別措置等による達成目標に係る測定指標) 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較

			(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。																																																																
8	有効性等	適用数等	・利用実績 (うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。																																																																
		減収額	・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分) 平成15年度 1,046億円(21億円) 平成16年度 4,242億円(147億円) 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考) 平成21年度 2,540億円 平成22年度 2,358億円 (財務省による減収額試算)																																																																
		効果・達成目標の実現状況	(政策目的の実現状況) (分析対象期間:平成15年~平成19年) 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。 主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.33</td> <td>1.42</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.63</td> <td>2.85</td> <td>2.98</td> <td>3.22</td> <td>3.47</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.66</td> <td>2.59</td> <td>2.62</td> <td>2.66</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.69</td> <td>1.73</td> <td>1.76</td> <td>1.79</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.98</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.48</td> <td>2.54</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44	中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49	韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47	アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68	イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08	ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54	イタリア	1.11	1.10	1.09
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																														
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44																																																														
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49																																																														
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47																																																														
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68																																																														
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79																																																														
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88																																																														
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12																																																														
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08																																																														
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54																																																														
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-																																																														
			出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」																																																																

(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間:平成15年～平成19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.6
中国	.71	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0.2	0.5	0.55	0.55

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

平成22年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果:406億円程度

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成22年度～平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算:

約2,213億円(うち中小企業分:223億円)

(税込減を是認するような効果の有無) (分析対象期間:平成22年度～平成31年度)

経済波及効果の試算 (8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【総額型・特別試験研究税制・中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

平成22年度減収額 1,712億円(財務省試算)

平成22年度減収額 1.08億円(財務省試算)

平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算)

・ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.38倍

中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果:
1.70倍

研究開発投資押上げ額2,362億円(1,712億円×1.38)

研究開発投資押上げ額:1.49億円(1.08億円×1.38)

研究開発投資押上げ額:262億円(153.87億円×1.70)

減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記基に、押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼすGDP押上げ効果を、マクロモデル(平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成22年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。

研究開発投資押上げ額:1,712億円

GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)

・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:

約9,146億円

同様の計算により、平成22年度～平成31年度までの10年間におけるGDP押上げ効果は以下のとおり。

:約60億円

:約1,015億円

【 経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省試算)

・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産省試算)

・10年間(平成22～31年度)累計のGDP押上げ効果(大企業分):約1,990億円

・10年間(平成22～31年度)類型のGDP押上げ効果(中小企業分):約223億円

【 増加型・高水準型】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

増加型(大企業分)のGDP押上げ効果

			<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度減収額:62.76億円(財務省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約336億円 増加型(中小企業分)のGDP押し上げ効果 ・平成22年度減収額:3.01億円(財務省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約20億円 高水準型のGDP押し上げ効果 ・平成22年度減収額:19.08億円(財務省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約103億円
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国においては、企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%、韓国に次いで2番目)、企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・予算上の措置(補助金)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-